（交換分合計画の定め方） **第九条**　法第十三条の五において準用する土地改良法第百一条第二項の農林水産省令で定める処分の制限のある土地は、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）、人事訴訟法（平成十五年法律第百九号）、国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）その他の法律の規定により処分の制限のある土地とする。 （法第十五条の二第一項第六号の農林水産省令で定める行為） **第三十七条**　法第十五条の二第一項第六号の農林水産省令で定める行為は、次に掲げるものとする。 一～八　（略） 九　独立行政法人水資源機構が行う独立行政法人水資源機構法第十二条第一項（同項第五号を除く。）の業務又は同条第二項の業務（国又は地方公共団体の委託に基づくものに限る。）に係る行為 十～三十　（略） （削る。）	（交換分合計画の定め方） **第九条**　法第十三条の五において準用する土地改良法第百一条第二項の農林水産省令で定める処分の制限のある土地は、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）、人事訴訟手続法（明治三十一年法律第十三号）、国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）その他の法律の規定により処分の制限のある土地とする。 （法第十五条の二第一項第六号の農林水産省令で定める行為） **第三十七条**　法第十五条の二第一項第六号の農林水産省令で定める行為は、次に掲げるものとする。 一～八　（略） 九　独立行政法人水資源機構が行う独立行政法人水資源機構法第十二条第一項（同項第五号を除く。）の業務又は同条第二項の業務（国又は地方公共団体の委託に基づくものに限る。）に係る行為 十～三十　（略） （土地改良法施行規則の準用） **第三十七条の七**　法第十三条の五において準用する土地改良法第九十九条第七項の異議の申出には、土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五号）第十七条から第十七条の四までの規定を準用する。

附　則

この省令は、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律の施行の日（平成三十年八月三十一日）から施行する。

○経済産業省令第五十三号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第八条第一項、第九条第一項、第十三条第一項及び第三十五条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年八月三十一日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　茂木　敏充

経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令

経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則（昭和四十九年通商産業省令第四十号）の一部を次のように改正する。

様式第十一を次のように改める。

様式第11（第9条の2第2項関係）

［書類名］　一般化学物質製造数量等届出書　1／3

［提出日（西暦）］　年　月　日

［あて先］　経済産業大臣　殿

1. 届出者の氏名・住所

［①届出者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名］

（印）

［届出者の住所］

［②法人番号］

［③担当部署、担当者氏名及び連絡先］

担当部署

担当者氏名

電話番号

メールアドレス

備考

［全般］

○　用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

○　届出対象物質に関して得られた新たな知見及びその製造、用途、輸入等の状況について参考となる事項を記載した書類を添付することができる。

○　届出対象物質に関しての構造・組成について参考となる事項を記載した書類を必要に応じて添付すること。

［項目毎］

①　氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

②　法人番号とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第39条第1項又は同条第2項の規定により指定されたものをいう。なお、法人番号を有していない場合は空欄とすること。

③　当該届出に係る担当部署、担当者氏名等の連絡先を記載すること。

④　CAS登録番号（CAS RN）は、米国化学会（American Chemical Society）の情報部門であるCAS（Chemical Abstracts Service）によって個々の化学物質に付与された識別番号である。把握している場合は記載すること。

④～⑦、⑫　記載要領を参考とすること。

⑧　四捨五入前の製造・輸入合計数量が1.0t以上の場合は届出の対象。

⑧～⑪　記入単位はとして、有効数字を3桁として記入すること。若しくは、小数点以下は四捨五入の上、実数で記入すること。製造数量・出荷数量には、同一企業内の他事業所での自家消費数量を含めないものとすること。

⑬　具体的な用途の欄は、用途番号の欄に記載要領に掲げる用途のうち「98（その他）」と記入した場合には、具体的な用途名を記載すること。